

# 利用者のために

## I 農林業センサスの沿革

### 1 センサスとは

通常、調査対象のすべてについて、調査票を用いて基本的な項目に係る調査を行うことを意味する。

これに対し、既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する方法を表式調査という。

### 2 戦前の農業センサス

農林業統計においてセンサス方式をはじめて採用したのは、昭和4年に国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）の前身である万国農事協会が提唱する「1930年世界農業センサス」の実施に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるということができ、この経験を基にそれまでの表式調査を改め、昭和16年から農林水産業調査規則に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。

しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

### 3 戦後の農業センサス

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至ってFAOが世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

今回の2005年農林業センサスは、戦後12回目の農業センサスである。

また、沖縄県においては、琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから7回目、戦後では10回目の農業センサスである。

### 4 林業センサス

林業センサスは昭和35年から農林業センサスの一環として10年ごとに実施されてきたが、2005年農林業センサスから、農業と林業の経営を一体的に把握する調査形態となったため、今後は5年ごとに実施することとなった。

今回の2005年農林業センサスは、林業センサスとしては6回目である。

また、沖縄県においては、復帰後では1980年世界農林業センサスから4回目となっている。

## II 2005年農林業センサスの概要

### 1 調査の目的

2005年農林業センサスは、我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施したものである。

## 2 根拠法規

調査は、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び農林業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成16年5月20日農林水産省告示第1071号）に基づいて行った。

## 3 調査の体系

2005年農林業センサスは、農林業経営を把握するために行う個人、組織、法人などを対象とする調査（農林業経営体調査）及び農山村の現状を把握するために行う全国の市区町村や農業集落を対象とする調査（農山村地域調査及び農村集落調査）に大別される。

各調査の調査対象、調査方法等については次のとおりである。

なお、調査の企画・設計はすべて農林水産省大臣官房統計部で行った。

調査の種類	調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農林業経営体調査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者」	農林水産省   都道府県   市区町村   指導員   調査員	平成17年2月1日（沖縄県は平成16年12月1日）	調査客体による自計申告調査
農山村地域調査	すべての市区町村  全域が市街化区域に含まれる農業集落を除くすべての農業集落	農林水産省   地方農政局等   取りまとめ 統計・情報センター   統計・情報センター	平成17年2月1日（沖縄県は平成16年12月1日）	統計・情報センター職員による市区町村又は農業集落の精通者の方への面接聞き取り調査
農村集落調査	農山村地域調査対象の農業集落のうち、集落機能のある農業集落	農林水産省   地方農政局等   取りまとめ 統計・情報センター   統計・情報センター	平成17年11月1日	統計・情報センター職員による農業集落の精通者の方への面接聞き取り調査

（注）平成18年4月1日から、「取りまとめ統計・情報センター」は「地方農政事務所」となった。

## 4 調査の対象地域の範囲

調査対象の範囲は、全国とした。

なお、東京都三宅村については、三宅島の火山活動の影響により調査の実施が困難であつ

たため、調査対象の範囲から除外した。

また、農村集落調査については、三宅島の火山活動並びに新潟県中越地震の災害により、本調査の調査期日（平成17年11月1日）現在で 2005年農林業センサス農山村地域調査が実施されていない又は延期された東京都三宅村並びに新潟県長岡市、栃尾市及び山古志村（平成17年2月1日現在の市町村単位）は調査対象に含まれていない。

### Ⅲ 2005年農林業センサスにおける調査体系等の変更点

2005年農林業センサスは、2000年世界農林業センサスまでにおいて、農業と林業を別々に調査していた体系を改め、農林業を経営の視点から把握するための農林業経営体を対象とした「農林業経営体調査」、農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するための農業集落等を対象とした「農山村地域調査」及び農業集落における集落機能、コミュニティ活動等を把握するための「農村集落調査」に分けて実施した。

主な変更点は次のとおりであり、2000年世界農林業センサスまでの結果と直接比較ができないものがあるので、データの利用に当たっては十分留意されたい。

#### 【農林業経営体調査】

##### 1 経営に着目した調査体系として実施

農林業の経営を的確に把握する見地から、これまでの農家及び林家という世帯に着目した調査から経営に着目した調査に改めるとともに、個人、組織、法人等の多様な担い手を一元的かつ横断的に捉えるため、2000年世界農林業センサスまでの農業に関する3調査（農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査）、林業に関する3調査（林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体等調査）を統合して農林業経営体を対象とする調査に一本化した。

また、調査周期についても、従来10年周期で実施していた林業に関する調査を農業に関する調査と同様に5年周期で実施することとした。

##### 2 農林業経営体を調査対象

2005年農林業センサスにおいては、農林業経営の実態をよりの確に把握するため、調査対象を農林業経営体とし、その定義については、

- ①農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、
- ②生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）

とした。

なお、一つの世帯・組織に調査対象としての基準を満たす者が複数存在する場合（それぞれが外形基準を満たし、かつ収支をそれぞれ区分している場合。）は、それぞれの者を調査対象とした。

##### 3 外形基準の設定

調査対象となる農林業経営体の範囲については、生産規模又は作業規模に基づき決定することとし、それらの規模に係る外形基準は、以下のとおり設定した。

なお、農業生産の外形基準については、統計の安定性・継続性を確保する観点から、農産物価格の変動に左右される従来の農産物販売金額に代わる物的指標を今回初めて導入した。

###### (1) 農業の外形基準

###### (ア) 農業生産を行っている場合

経営耕地面積30 a 以上又は部門別に設定する経営規模（作付面積、飼養頭羽数等）以上であるもの。

(イ) 農業サービスを行っている場合  
外形基準は設定していない。

## (2) 林業の外形基準

(ア) 林業生産を行っている場合

保有山林面積が3ha以上で、かつ、調査期日前5年間に育林若しくは伐採を行った者又は調査実施年をその計画期間に含む森林施業計画を作成している者。

(イ) 委託を受けて素材生産を行っている場合又は立木を購入して素材生産を行っている場合

調査期日前1年間の素材生産量が200m<sup>3</sup>以上である者。

(ウ) 素材生産サービス以外の林業サービスを行っている場合  
外形基準は設定していない。

## 4 自給的農家の把握方法の変更

2000年世界農林業センサスにおいて簡略化した調査票により調査していた自給的農家に対しては、2005年農林業センサスにおいては調査票による調査を実施しなかった。ただし、農家に関する統計を引き続き作成するため、調査客体候補名簿により、自給的農家に係る戸数、世帯員数、経営耕地面積等必要なデータを把握した。

## 5 調査項目の変更

(1) 経営の視点に立って異なるタイプ（個人と組織の別、農業生産のみを行うもの、農業生産と農業サービスを行うもの、農業サービスのみを行うもの別等）の経営を統一的に捉えるため、共通化した調査項目（土地、労働力、農林産物の生産等）を設定した。

(2) 記入者負担の軽減を図る観点等から、農作業で機械を操作した人、樹園地の経営耕地面積の内訳等を削除し、家族経営協定、契約生産、環境保全型農業及び水稲作以外の農作業の委託の調査項目等の簡素化を行った。

## 【農山村地域調査】

### 1 農業集落調査及び林業地域調査を統合

農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合し、5年周期で実施することとした。

### 2 調査票を分割

各種施策の利活用の範囲（単位）等政策のニーズを踏まえつつ、調査を効率的に実施する観点から、調査項目を市区町村単位で把握する項目と農業集落単位で把握する項目に分け、農山村地域調査票を市区町村用と農業集落用に分割した。

### 3 調査項目の変更

集落機能やコミュニティ活動等に係る項目については、農山村地域調査結果を母集団とした「農村集落調査」で把握することとし、当該調査項目から削除した。

また、行政記録等で把握可能な調査項目（国有林の樹種別齢級別森林面積、森林被害面積等）も削除した。

#### 4 調査対象農業集落の変更

2000年世界農林業センサスまで農業集落に対する調査として実施してきた「農業集落調査」では、農業集落の立地条件や農業生産面及び生活面でのつながりを把握するため、農家点在地（注）を除く農業集落として機能があると認められた地域を調査対象としてきた。

2005年農林業センサスにおいては、従来の「農業集落調査」と「林業地域調査」を統合し、農山村地域資源の総量把握に重点を置いた「農山村地域調査」として実施した。このため、集落機能のない農業集落であっても資源量把握の観点から調査対象とすることとし、農林行政の施策の対象範囲外である全域が市街化区域である農業集落については調査対象から除外した。

（注）農家点在地とは、従前、農業集落として機能をもっていた地域であってもほとんど市街化されてしまったため、非農家の間のごく少数の農家が点々と存在しているだけになったり、著しい過疎化のために農家がわずかになってしまい、農業集落としての機能があると認められない地域である。

#### 【農村集落調査】

農業集落における集落機能、コミュニティ活動、生活環境などを把握するために、農山村地域調査結果を母集団として標本となる農業集落を抽出し、2005年農林業センサスの付帯調査として実施した。

### IV 農業集落の概念

#### 1 農業集落とは

市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

具体的には、農道・用水施設の維持・管理、共有林野、農業用の各種建物や農機具等の利用、労働力（ゆい、手伝い）や農産物の共同出荷等の農業経営面ばかりでなく、冠婚葬祭その他生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体であり、さらに自治及び行政の単位として機能してきたものである。

#### 2 昭和30年臨時農業基本調査（以下「臨農」という。）

「農業集落とは、農家が農業上相互に最も密接に共同しあっている農家集団である。」と定義し、市町村区域の一部において農業上形成されている地域社会のことを意味している。

具体的には、行政区や実行組合の重なり方や各種集団の活動状況から、農業生産面及び生活面の共同の範囲を調べて農業集落の範囲を決めた。

#### 3 1970年世界農林業センサス

農業集落は農家の集団であるという点で臨農の定義を踏襲しているが、集団形成の土台には農業集落に属する土地があり、それを農業集落の領域と呼び、この領域の確認に力点を置いて設定した。この意味で農業集落の範囲を属地的にとらえ、一定の土地（地理的な領域）と家（社会的な領域）とを成立要件とした農村の地域社会であるという考え方をとり、これを農業集落の区域とした。

#### 4 1980年世界農林業センサス以降

農業集落の区域は、農林業センサスにおける最小の集計単位であると同時に、農業集落調査の調査単位であり、統計の連続性を考慮して農業集落の区域の修正は最小限にとどめることとし、原則として踏襲した。

#### 5 2005年農林業センサス

これまでの農業集落の区域の認定方法と同様に、市区町村の合併・分割、土地区画整理事業などにより従来の農業集落の地域範囲が現状と異なった場合は、現況に即して修正を行い、それ以外の場合は、踏襲することとした。

### V 農山村地域調査（農業集落調査）の実施経過

農山村地域調査（農業集落調査）の実施経過は、次表のとおりである。

	昭和30年臨時農業基本調査	1960年世界農林業センサス	1965年農業センサス	1970年世界農林業センサス	1975年農業センサス農村環境総合調査	1980年世界農林業センサス	1990年世界農林業センサス	2000年世界農林業センサス	2005年農林業センサス
調査規模	1/5の標本調査	全数調査	全数調査	全数調査	1/7の標本調査	全数調査	全数調査	全数調査	全数調査
視 点	農業生産や農家生活上から村落共同体における結合関係を明らかにする。	農業生産における共同活動及び農民の生活実態を把握する。	共用農業用機械の利用及び生活水準の実態を把握する。	村落構造の実態、生産の場としての土地、共用生産手段及び生活環境を明らかにする。	農村の都市化現象及び農村と都市の生活環境格差並びに土地利用の実態を把握する。	農村地域の混住化と農業生産の組織化及び土地利用状況並びに住民の意思決定機構を把握する。	農村地域の混住化と農業生産の組織化及び集団的土地利用並びに生活環境の整備状況を明らかにする。	農業生産構造の変化や農村地域の生活環境等及び農業生産活動の実態、自然資源の賦存状況等を明らかにする。	農林業・農山村の有する多面的機能を統計的に明らかにするため、農山村資源の賦存、保全、活用状況等を把握する。
主要な調査項目	1 隣保共助的役割（農業水利、共有林野、共同施設から共同作業） 2 集落における規制（水による規制、農業労働力の規制、生活上の規制） 3 農業集落の発展段階別の把握（商品生産農業の発展） 4 農業構造の把握（農地改革の効果、農業生産力構造）	1 共同利用の機械・施設の普及度 2 生産物の共同出荷 3 土地改良の進捗度 4 自然的条件（傾斜度、土質） 5 近代的生活用品の普及状況、食生活の状況 6 農家の生業 7 賃金協定、耕地価格、農業法人	1 共同利用の機械 2 食料品の購入先 3 電気冷蔵庫	1 共用農用手段、農用機械 2 農業集落の戸数、社会経済的条件、歴史形態及び慣行 3 土地（基盤整備、土地改良、転用、耕地価格） 4 生活環境 5 出かせぎ、公害、賃金	1 農業集落の立地条件（DIDとの関係、法制上の地域指定） 2 農業集落の世帯構成 3 総土地面積、土地利用、転用、基盤整備、価格 4 第二、三次産業の状況 5 生活環境施設状況	1 農業集落の世帯構成 2 農業集落の立地条件 3 農業集落の土地、水の利用状況と管理機能 4 農業生産の諸組織化 5 農業集落の慣行 6 農業集落の運営と意思決定機構 7 生活環境	1 農業集落の戸数、土地 2 共用の農業用機械・施設 3 農業集落の集団的土地利用 4 農業生産の諸組織の慣行 5 農業集落の慣行 6 生活環境の整備状況	1 農業集落の立地条件 2 農業集落の戸数 3 農業集落の耕地等 4 農業生産の慣行 5 農業集落の健全 6 地域・環境資源の保全 7 農業集落の生活環境	1 農業集落の立地条件 2 地域資源の状況 3 地域資源の保全 4 地域資源の活用状況

注：1 1965年農業センサスは、都道府県－市区町村－指導員－調査員の組織を通じて行われ、調査員が既存の知識によるか又は当該農業集落の事情に精通した者に面接して調査を行った。  
2 2005年農林業センサスでは、農山村地域調査（農業集落用）で調査を行った。

## VI 農村集落調査の標本抽出及び集計方法

### 1 標本抽出

2005年農林業センサス農山村地域調査対象の農業集落のうち、集落機能のある農業集落を母集団（110,897集落）とし、都道府県別農業地域類型別の各階層ごとに、2000年世界農林業センサス農業集落調査における集落機能に関する調査項目である寄り合いの開催回数が7回以上となった農業集落の割合を用いて、その割合の標準誤差率を3.5%として必要な標本農業集落（23,194集落）を抽出した。

なお、ここでいう「集落機能」とは、農業集落において、農業生産の継続に不可欠な地域資源（農地、農業用排水路、ため池、農道等）の利用・維持・管理など何らかの合意形成のもとで、農業生産に係る活動を行っていることをいう。

### 2 集計方法

都道府県別農業地域類型別の各階層ごとに、次の算式によりその階層の総計の推定値を算出した。

なお、推定値については、1の位を四捨五入しているため、各数値の積み上げ値と合計あるいは合計の内訳の計が一致していないことがある。

$$X = N/n \times \sum_{i=1}^n x_i$$

X：xの総計の推定値

N：当該階層の大きさ（母集団に含まれる農業集落数）

n：当該階層の集計標本数

x<sub>i</sub>：当該階層に属するi番標本の調査結果におけるxの値

### 3 調査結果の精度

本調査の主な項目における全国の実績精度（標準誤差率）は、次のとおりである。

項目	標準誤差率（%）
1 寄り合いを開催した農業集落数	0.1
2 実行組合がある農業集落数	0.3
3 当該農業集落のみで農業関連施設等を管理している農業集落数	
(1) 農道	0.8
(2) 農業用排水路	0.7
(3) ため池	2.3

注：標準誤差率（%）＝ 標準誤差 ÷ 推定値 × 100

## VII 統計表の編成

### 1 統計表の概要

統計表の表章範囲は、全国農業地域及び各都道府県別である。

### 2 全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域

統計表に用いた全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域は次のとおりである。

(1) 全国農業地域区分

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	(北関東、南関東、東山)
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
東山	山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	(山陰、山陽)
山陰	鳥取、島根
山陽	岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	(北九州、南九州)
北九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
南九州	宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

(2) 地方農政局管轄区域

区分	所属都道府県名
東北農政局	(1) の東北の所属都道府県と同じ。
北陸農政局	(1) の北陸の所属都道府県と同じ。
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	(1) の近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	(1) の九州の所属都道府県と同じ。

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局、九州農政局の結果については、当該農業地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

3 類型区分

農業・農村の地域社会構造を把握するためには、農業集落の性格、農業生産構造等について地域格差や変貌過程を明らかにした統計が必要である。このため、農業集落のもっている属性等を指標とし、農業集落の性格が的確に把握できるように全国農業地域単位に「D I Dまでの所要時間別類型」及び「農業地域類型」に統計表章した。



### (1) D I Dまでの所要時間別類型

この分類では、農業集落の性格が社会経済的立地条件とどのような関連があるかを視点として、農業集落の中心地から最も近いD I D（人口集中地区）までの所要時間別で分類した。

D I Dまでの所要時間
15分未満
15分～30分
30分～1時間
1時間～1時間半
1時間半以上

### (2) 農業地域類型

この分類では、短期の社会経済変動に対して、比較的安定している土地利用指標を中心とした基準指標によって市町村及び旧市区町村（昭和25年2月1日時点の市区町村）を分類した。

農業地域類型	基準指標
都市的地域	○ 可住地に占めるD I D面積が5%以上で、人口密度500人以上又はD I D人口2万人以上の旧市区町村または市町村。 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村または市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村または市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村または市町村。
中間農業地域	○ 耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村または市町村。 ○ 耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村または市町村。
山間農業地域	○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村または市町村。

- 注：1 決定順位：都市的地域 → 山間農業地域 → 平地農業地域・中間農業地域  
2 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。  
3 本書に用いた農業地域類型区分は、平成13年11月時点のものである。

## 4 全国森林計画（広域流域）・森林計画区分

統計表に用いた全国森林計画（広域流域）・森林計画区分は巻末の参考資料を参照されたい。

## 5 関連資料

林野庁が全国森林計画策定の基礎資料を得ることを目的とし、平成14年度に実施した「森林資源現況調査」（平成14年3月31日現在）の調査結果を関連資料として掲載した。

## VIII 用語の解説

### 【農山村地域調査】(市区町村用)

過疎地域	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に基づき指定されている区域をいう。
半島振興対策実施地域	半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に基づき指定されている区域をいう。
田	<p>耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地のことをいう。</p> <p>水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。</p> <p>(1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地や、湛水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。</p> <p>(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば畑とした。</p> <p>なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。</p>
樹園地	<p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。</p> <p>樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。</p>
畑	耕地のうち、田と樹園地を除いた耕地をいう。
農振農用地	農業振興地域の整備に関する法律（略称：農振法）（昭和44年法律第58号）第8条第1項に基づき、市町村が農業振興地域整備計画を定めた区域のうち、同法第8条第2項第1号に基づく農用地等として利用すべき土地の区域の指定のある区域をいう。
総土地面積	<p>原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』による総土地面積によった。</p> <p>なお、都道府県別の行政界が確定していない場合は、本調査で市区町村別に把握した面積の集計値に湖沼等の未所属地を加えた面積としている。</p>
林野面積	現況森林面積に森林以外の草生地（野草地）の面積を加えた面積をいう。
現況森林面積	調査期日現在の森林面積であり、地域森林計画及び国有林の地域別の森林

計画樹立時の森林面積を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、更に、森林計画に含まれていない森林面積を加えた面積をいう。

森林以外の草生地  
(野草地)

- (1) 森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。
- (2) 林野庁所管分には、貸地の採草放牧地を含む。
- (3) 林野庁以外の官庁にあっては、森林以外の土地のうち、現況が草生地(野草地)の面積をいう。財務省所管の国有地のうち未開発地や自衛隊演習地もここに含める。
- (4) 民有林は、森林以外の土地のうち、現況が野草地(永年牧草地、退化牧草地、耕作放棄した土地で野草地化した土地を含む。)である面積をいう。
- (5) 河川敷、けい畔、ていとう(堤塘)、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。

林野率

総土地面積に占める林野面積の割合をいう。  
なお、全国、全国農業地域別、都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方四島(503,614ha)及び竹島(23ha)を除いて計算した。

国有

林野庁及び林野庁以外の官庁が所管する国有林野をいう。

民有

国有以外の森林をいい、「(独)緑資源機構」、「公有」及び「私有」に分類される。

森林計画による森林面積

森林計画とは、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく、全国森林計画計画、地域森林計画(民有林対象)、国有林の地域別の森林計画などをいう。本項目で把握する森林計画による森林面積とは、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画を対象とした計画樹立時の森林面積をいう。

(1) 全国森林計画

全国の民有・国有林について、5年ごとに15年を1期として立てるものをいう。具体的には、地勢その他の条件を勘案して、主に河川の流域別に分けた44の広域流域別に計画が定められている。

最新の計画は、平成15年10月21日に閣議決定された。

(2) 地域森林計画

全国森林計画に即して、都道府県知事が全国158の森林計画区の民有林について、5年ごとに10年を1期として立てるものをいう。

対象となる民有林は、自然的経済社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて森林として利用することが相当と認められる森林である。

(3) 国有林の地域別の森林計画

全国森林計画に即して、森林管理局長が全国157の森林計画区の国有林(林野庁が所管している森林に限る。)について、5年ごと10年を1期として立てるものをいう。

対象となる国有林は、自然的経済社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて森林として利用することが相当と認められる森林である。

林野庁以外の官庁	林野庁以外の国の機関をいい、日本道路公団等の特殊法人、独立行政法人（緑資源機構を除く。）、国立大学法人も便宜上ここに含める。
緑資源機構	独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により設立されている緑資源機構（農耕地の改良、林道の開設・維持や分収造林契約による造林事業等を実施している。）をいう。（以前の「緑資源公団」、「森林開発公団」）
公有	「都道府県」、「森林整備法人（林業・造林公社）」、「市区町村」及び「財産区」が所管している森林をいう。
森林整備法人（林業・造林公社）	分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）の規定により設立された法人等で、林業（造林）公社も含む。
財産区	地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた森林について財産区を作り、地元民が使用収益している森林をいう。
私有	個人、会社、社寺、共同（共有）、各種団体・組合等が所有している森林をいう。
森林機能	森林の有する多面的機能の発揮のために森林の適正な整備及び保全を図っていく必要があることから、森林・林業基本計画に基づき、地域の合意の下に、森林を整備していく上で重視すべき機能に応じて3つに区分したものをいう。
水土保全林	水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する森林であり、森林土壌の発達と保全を推進する観点から、立木材積の増加と一定レベルの維持を基本として、伐区面積の縮小、伐期の長期化及び適切な更新及び間伐の実施が計画されている森林をいう。
森林と人との共生林	生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する森林であり、適切な林分構成の森林の造成と維持を図る観点から、天然林あるいは広葉樹林の維持拡大を中心として、主伐時の林分構成を維持する伐採、若齢林の主伐の回避、適切な更新及び間伐の実施が計画されている森林をいう。
資源の循環利用林	木材等生産機能を重視する森林であり、木材を安定的に供給する観点から、成長量程度の伐採の持続的な実施を基本として、若齢林の主伐の回避、適切な更新及び間伐の実施が計画されている森林をいう。
育成単層林	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われた森林をいう。
育成複層林	森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業の関係上、一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われた森林をいう。

天然生林	主として天然力を活用する（自然に散布された種子が発芽して成育することを主体とする）ことにより成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われた森林をいい、天然生林施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐を含む。
森林蓄積	森林計画（地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画）対象の森林における当該計画樹立時の立木の材積をいう。
人工林	植林したり、種をまいたりして、人工的に育成した森林をいう。
天然林	人工林以外の森林（天然下種更新、ぼう芽更新等の天然更新により成立した森林）をいう。
針葉樹	樹木を葉の形態で分類した名称で、すぎ、ひのき、まつ類、もみなどの細くながった葉をもった樹木をいう。
広葉樹	樹木を葉の形態で分類した名称で、けやき、ぶな、なら、つばきなど扁平な葉をもった樹木をいう。
森林組合加入者（面積）	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく森林組合に加入している者が保有している森林の調査期日現在の森林面積（現況森林面積）をいう。
在村者	森林の所在する市区町村の区域に居住しているか、又は事業所を置いている森林保有者をいう。
不在村者	在村者以外の森林保有者をいう。
上・下流の協力による森林整備	主に下流域の地方自治体が、水源林の維持等を目的として上流域の森林が所在する地方自治体等に対して森林整備費用の助成を行ったり、分収林契約等を行うなどにより整備された森林をいい、調査期日現在で継続されているものをいう。
水源の維持	人間の暮らしに必要な水の水源、水質を維持し、安定的に貯留、供給することを目的としたものをいう。
漁業者による森づくり	水面に対する森林の陰影、投影、魚類等に対する養分の供給、水質の汚濁防止などの作用により魚類の棲息と繁殖を助ける目的で設けた海岸林をいう。
林業作業体験	都市住民等が林業の各種作業を体験することを目的としたものをいう。
教育活動	教育活動の場を提供することを目的としたものをいう。
林業労働の種類	林業労働は、次のようなものをいう。 （1）用材立木や竹材の伐倒、玉切り、集材、運材や伐木現場での飯場作業等、伐倒から素材を買い手に引き渡すまでの全ての作業。

- (2) 地ごしらえ、苗木の運搬、植付け、施肥下刈り、地表のかきおこし、ぼう芽の整理、枝打ち、つる切り、除伐、雪起こし等の作業のほか、山林の病虫害防除作業、防火線作業等。
- (3) 育林・伐出作業に伴う作業道造り、索道の架線作業等。
- (4) 原木を伐採して「まき」や「そだ」にして搬出するまでの作業。ただし「搬出」については「そだ」を山から車道、家、駅等のうち最初に運んだところまでの作業とする。
- (5) 原木の伐採から炭を焼いて搬出するまでの作業。炭窯を作る作業も含める。「搬出」についてはエと同様である。
- (6) しいたけやなめこのほだ木を作るために立木を伐採し、一定の長さに着る作業。
- (7) 特用林産物採取の作業。

\*特用林産物

山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。

主な特用林産物の種類は以下のとおりである。

- ① 食料品：まつたけをはじめとする天然のきのこ類、天然のくり、くるみ、わさび、たけのこ、わらび、ぜんまい、その他山菜類
- ② 竹材等：工芸用材となる竹材、桐材
- ③ 薪 炭：薪、木炭、竹炭
- ④ 繊維品：しゅろ皮、みつまた、こうぞ、竹皮など
- ⑤ 樹液品：うるし、木ろうなど
- ⑥ 油脂品：桐油、つばき油、さざんか油、くるみ油、くろもじ、しょうこん油、樟脳
- ⑦ 染料品：ぬるで（たんにな）、あかしや皮、きはだ皮、かきしぶなど
- ⑧ 薬用品：おうれん、やまもも、につけい、せんぶり、げんのしょうこなど
- ⑨ その他：あべまき皮、すぎ、ひのき皮など

ただし、次のようなものは林業労働に含めない。

- (1) 林道や治山関係の作業及びトラックなどによる運搬作業。
- (2) しいたけ、なめこ等、きのこの原木へ種ごまを打ち込む作業以降のきのこ栽培作業。

森林組合

森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

なお、森林組合の出先機関もここに含める。

各種団体・組合（森林組合を除く。）

森林組合以外の団体・組合で、法人格を有するものをいう。

会社

株式会社、合資会社、合名会社、有限会社及び相互会社をいう。

なお、会社の支社、出張所、支店等があり、造林及び素材生産を行っている場合はここに含める。

その他 上記以外の個人、法人格を有しない任意団体で、代表者を定めて造林の請け負い等を行う団体、愛林組合、山林労働組合等をいう。

**【農山村地域調査】（農業集落用）**

都市計画区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条に基づき指定されている区域をいう。

市街化区域、市街化調整区域 都市計画法第4条第1項の都市計画において、同法第7条第1項の規定に基づき定められている区域をいう。

線引きなし 都市計画区域内であって市街化区域、市街化調整区域に該当しないものをいう。

農業振興地域 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第6条第1項に基づき指定されている区域をいう。

振興山村地域 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に基づき指定されている区域をいう。

豪雪地帯 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に基づき指定されている区域をいう。

特別豪雪地帯 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定されている区域をいう。

離島振興対策実施地域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づき指定されている区域をいう。

特定農山村地域 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（略称：特定農山村法）（平成5年法律第72号）第2条第1項に基づき指定されている区域をいう。

特認地域 中山間地域等直接支払制度において、地域振興立法8法（特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号））の指定地域以外で、地域の実態に応じて都道府県知事が指定した生産条件の不利な地域をいう。

国立公園 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項に基づき指定されている区域をいう。

特別保護地区 自然公園法第14条第1項に基づき環境大臣が指定した区域をいう。

国定公園 自然公園法第5条第2項に基づき指定されている区域をいう。

特別保護地区	自然公園法第14条第1項に基づき都道府県知事が指定した区域をいう。																		
都道府県立自然公園	自然公園法第59条に基づき指定されている区域をいう。																		
原生自然環境保全地域	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項に基づき指定されている区域をいう。																		
自然環境保全地域	自然環境保全法第22条第1項に基づき指定されている区域をいう。																		
都道府県自然環境保全地域	自然環境保全法第45条第1項に基づき指定されている区域をいう。																		
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（略称：鳥獣保護法）（平成14年法律第88号）第28条第1項に基づき指定されている区域をいう。																		
保安林	<p>森林の公益的機能を行行使する目的で、国が伐採等の制限を課した森林のことで、森林法第25条第1項及び第2項並びに第25条の2第1項及び第2項の規定に基づき指定されている区域である。</p> <p>保安林は、指定の目的により次の17種類に分類されている</p> <table border="0"> <tr> <td>①水源かん養保安林</td> <td>②土砂流出防備保安林</td> </tr> <tr> <td>③土砂崩壊防備保安林</td> <td>④飛砂防備保安林</td> </tr> <tr> <td>⑤防風保安林</td> <td>⑥水害防備保安林</td> </tr> <tr> <td>⑦潮害防備保安林</td> <td>⑧干害防備保安林</td> </tr> <tr> <td>⑨防雪保安林</td> <td>⑩防霧保安林</td> </tr> <tr> <td>⑪なだれ防止保安林</td> <td>⑫落石防止保安林</td> </tr> <tr> <td>⑬防火保安林</td> <td>⑭魚つき保安林</td> </tr> <tr> <td>⑮航行目標保安林</td> <td>⑯保健保安林</td> </tr> <tr> <td>⑰風致保安林</td> <td></td> </tr> </table>	①水源かん養保安林	②土砂流出防備保安林	③土砂崩壊防備保安林	④飛砂防備保安林	⑤防風保安林	⑥水害防備保安林	⑦潮害防備保安林	⑧干害防備保安林	⑨防雪保安林	⑩防霧保安林	⑪なだれ防止保安林	⑫落石防止保安林	⑬防火保安林	⑭魚つき保安林	⑮航行目標保安林	⑯保健保安林	⑰風致保安林	
①水源かん養保安林	②土砂流出防備保安林																		
③土砂崩壊防備保安林	④飛砂防備保安林																		
⑤防風保安林	⑥水害防備保安林																		
⑦潮害防備保安林	⑧干害防備保安林																		
⑨防雪保安林	⑩防霧保安林																		
⑪なだれ防止保安林	⑫落石防止保安林																		
⑬防火保安林	⑭魚つき保安林																		
⑮航行目標保安林	⑯保健保安林																		
⑰風致保安林																			
土砂等の流出・崩壊の防備林	保安林のうち、「土砂流出防備保安林」又は「土砂崩壊防備保安林」に指定されている区域をいう。																		
水源かん養林	保安林のうち、「水源かん養保安林」に指定されている区域をいう。																		
D I D（人口集中地区）	<p>平成12年国勢調査において、人口密度約4,000人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。</p> <p>（D I D : <u>D</u>ensely <u>I</u>nhabited <u>D</u>istrict）</p>																		
D I Dまでの所要時間	<p>当該農業集落の居住者が普段利用している交通手段（自動車、バス、電車等）によることとし、その起点は、当該農業集落の中心地とし、終点は、D I Dの中心地とする。</p> <p>離島の農業集落で船舶や空路を利用する場合は、その所要時間を含める。</p> <p>なお、居住者が普段利用している交通手段については、利用者数が最も多いものとする。</p>																		



ここでの「農業集落の中心地」とは、①人家の最も多く集まっているところとするが、②人家が散在している場合は、農業集落の集会所等がある場所とする。③なお、人家が散在しておりかつ集会所が複数ある場合は、最も多くの農家が利用する集会所を中心地とする。

また、「D I Dの中心地」とは、①人家の最も多く集まっている場所とするが、②判断が難しい場合には、例えば市区町村役場や農協等の公的機関が所在している場所又は旧市区町村役場がかつて所在していた場所などとする。

耕地率	総土地面積に占める耕地面積の割合をいう。
水田率	耕地面積に占める田面積の割合をいう。
棚田	傾斜地に等高線に沿って作られた水田をいい、田面が水平で棚状に見えることからこう呼ばれる。この場合、ほ場の形状は問わない。 なお、か所数のカウントは、ほ場を1枚ずつカウントするのではなく、一連の団地を1としてカウントする。
谷地田	台地にはさまれた細長い谷にある水田をいう。この場合、ほ場の形状は問わない。 なお、か所数のカウントは、ほ場を1枚ずつカウントするのではなく、一連の団地を1としてカウントする。
耕地の大半が立地している傾斜の程度	耕地の大半とは、具体的には農業集落内の耕地（地目別）のおおよそ半分以上とする。この判断が難しい場合には、農業集落内において耕地が最も多く集積しているところとする。 傾斜の程度については、一筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。 なお、傾斜区分の目安は、次のとおりである。
平坦地	田については傾斜度が1/100（100mで1m上昇する地形的傾斜）未満、樹園地及び畑については傾斜度が8°（約7mで1m上昇する地形的傾斜）未満をいう。
緩傾斜地	田については傾斜度が1/100～1/20（100m～20mで1m上昇する地形的傾斜）、樹園地及び畑については傾斜度が8°～15°（約7m～約4mで1m上昇する地形的傾斜）をいう。
急傾斜地	田については傾斜度が1/20（20mで1m上昇する地形的傾斜）以上、樹園地及び畑については傾斜度が15°（約4mで1m上昇する地形的傾斜）以上をいう。
農地	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく耕作の目的に供される土地をいう。
ため池・湖沼	以下に該当するものをいう。 ① かんがい用水をためておく人工または天然の池 ② 川や谷が種々の要因でせき止められたもの

- ③ 土地が鍋状に陥没してできた凹地に水をたたえたもの
- ④ 火口、火口原に水をたたえたもの
- ⑤ かつて海であったものが湖になったもの
- ⑥ その他、四方を陸地に囲まれた窪地に水が溜まったもの

河川・水路

一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。  
なお、農業用又は生活用の用排水路は除く。

農業用排水路

農業集落内のほ場周辺にある農業用の用水又は排水のための施設をいい、生活用排水路と兼用されているものも含める。  
なお、基幹的な用水又は排水施設（幹線水路等）は除く。ここでいう、基幹的な用水又は排水施設とは、公的機関（都道府県、市区町村、土地改良区等）により所管されており、当該公的機関が主体となって管理している用水又は排水施設をいい、概ね用水における河川・ダムからほ場周辺の分水工まで及び排水におけるほ場周辺の合流工から河川までをいう。

\*分水工

幹線水路からの用水をいくつかの水路に分配する水利施設をいう。

\*合流工

ほ場周辺の水路からの排水を幹線水路に合流させる水利施設をいう。

県条例

都道府県が、自然資源等の保全のために制定したものをいう。

市町村条例

市町村が、自然資源等の保全のために制定したものをいう。

協定

地域住民、市民グループ等が、自然資源等の保全のために結んだ一定の取り決め（約束）等をいう。

地方公共団体

都道府県及び市区町村をいう。

地域住民等

地域住民、市民グループ、実行組合等をいう。

農業集落外を含む

当該農業集落外の地域住民等も含まれる場合をいう。

農業集落内のみ

当該農業集落内のみの場合をいう。

国土の保全

土砂崩れや堤防の決壊防止等国土の保全を目的としたものをいう。

水資源の保全

水源、水質の保全を目的としたものをいう。

生息する生物の保全

動植物の生息、生態系を保護することを目的としたものをいう。

景観の保全

自然の景観や農業集落、建築物等の人工的な景観等を含めた景観全体の保全を目的としたものをいう。

観光資源の保全

観光資源として、景観等の保全を目的としたものをいう。

農山村地域資源を活用した観光客の受入	<p>農山村地域にある資源がもたらす景色・景観を鑑賞することなどを目的として訪れる都市部等からの不特定の観光客を受け入れることをいう。</p> <p>なお、受入対象者が特定され、あらかじめ一定の準備が必要な以下の項目（交流事業）とは区別される。</p>
産地直送を介した交流	<p>農協や生産組合等が行っている農林水産物の消費者等への産地直送や直送先の住民を生産現地へ招待する等の交流をいう。</p> <p>なお、農山村地域の住民だけでなく、観光客等も対象として、定期的開催されている農林産物の青空市、朝市も含む。</p>
児童、生徒の農林漁業体験学習の受入	<p>児童、生徒が校外学習等で農山村地域において農林業に係る作業の体験等を通じ、農林業への理解を深めるものをいう。</p>
農林業ボランティアを介した交流	<p>過疎化、高齢化等による農山村地域の多面的機能の低下を防止するために、都市部の住民等がボランティアで、農林業の作業を手伝うものをいう。</p> <p>グリーン・ツーリズムの態様の一つとして位置づけられ、具体的には、援農ボランティア、森林の下草刈り等が該当する。</p>
農業集落として取り組んでいる	<p>農業集落としての合意のある取組であり、農業集落内の一部の者でも取り組んでいれば該当する。この場合、農業集落内の農林業経営体による個別の取組は含まない。</p>
産地直売所	<p>生産者が自ら生産した農産物（農産物加工品を含む。）を生産者又は生産者のグループが、定期的に地域内外の消費者と直接対面で販売するために開設した場所又は施設をいう。</p> <p>なお、市区町村、農業協同組合等が開設した施設や道の駅に併設された施設を利用するもの、並びに果実等の季節性が高い農産物を販売するためにその時季に限って開設されるものは含むが、無人施設や自動車等による移動販売は除く。</p>
市民農園	<p>農地を第三者を経由せず、非農家への貸付又は農園利用方式により利用させて利用料金を得ている事業をいう。</p> <p><b>*農園利用方式</b></p> <p>相当数の者を対象に、定期的な条件でレクリエーションなど営利以外の目的で継続して行われている農作業の用に供するものであり、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないもので当該農作業の用に供するものに限られるものをいう。</p>
農業・農村研修資料館	<p>農業関係の研修、農業・農村に関する資料の展示、農業・農村体験等を行っている施設をいい、都市と農村との交流や地域活性化を図るための飲食、物販、レクリエーション等複合的機能を併せ持つ施設を含む。</p> <p>なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。</p>

農業公園	<p>農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理解の増進や人材の確保育成を図るための公園をいう。</p> <p>なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。</p> <p>通常「〇〇農業公園」等と称される。</p>
森林・林業研修資料館	<p>林業関係の研修、森林・林業に関する資料の展示、森林・林業体験等を行っている施設をいう。都市と山村との交流や地域活性化を図るための飲食、物販、レクリエーション等複合的機能を併せ持つ施設や市街地に所在する常設の施設を含む。</p> <p>なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。</p>
体験実習林	<p>植林、下刈り等林業生産活動等の体験学習を行うことを目的として提供されている林業体験林、林業学習林等の森林をいい、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。</p> <p>なお、大学、高等学校、小中学校等の学校林は、広く一般に提供されている場合のみ含む。また、森林・林業研修資料館に併設され、一体的に利用されているものは除く。</p>
森林レクリエーション施設	<p>国民の保健・文化・教育に広く利用されることを目的とした施設であり、山林の地形や樹木の存在を活かし、森林と施設が一体的なものとして利用されており、森林計画の対象森林の中に存在、もしくはその森林を活用した施設をいう。</p> <p>森林公園、キャンプ場のほか、スキー場、野鳥観察施設、木工体験施設、炭焼き体験施設、フィールドアスレチック場、オリエンテーリングコース、ピクニック広場等を含む。</p> <p>なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。</p>
森林公園	<p>森林空間を利用した森林浴、野外レクリエーション、自然体験学習等の場として提供されている公園をいう。</p> <p>通常「〇〇森林公園、□□県民の森、△△市民の森」等と称される。</p>
遊歩道	<p>森林公園内に設置されている歩道のうち、専ら森林浴、自然観察等を主目的とした、自然観察路、自然研究路、野鳥観察路等をいう。</p>
バリアフリー化	<p>段差や急な傾斜など、高齢者や身体に障害のある人などの障壁となっているものを取り除くことをいう。</p> <p>なお、遊歩道における整備延長距離にかかわらず、部分的にバリアフリー化されていれば含む。</p> <p>また、ユニバーサルデザイン手法により整備されたものも含む。</p> <p>*ユニバーサルデザイン</p> <p>はじめから、すべての人が分け隔てなく利用できるよう、障壁がない</p>

ように配慮することをいう。

キャンプ場

森林を利活用したキャンプ場で、炊飯施設、トイレ、バンガロー等の施設を有しているものをいう。  
通常「〇〇キャンプ場、△△野営場」等と称される。

### 【農村集落調査】

寄り合い

原則として地域社会または地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の人達が協議を行うため開く会合をいう。

また、農業集落の全世帯を対象とした会合あるいは農業集落内の全農家を対象とした会合は行われていないが、農業集落内の各班における代表者、役員が集まって行われている会合についても、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がなされているものであれば寄り合いとみなす。

ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等のサークル活動的なものは除く。

農業生産に係る事項

生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいう。

農道・農業用排水路・ため池の管理

農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいう。

農業生産のための集落共有財産・集落共有林の管理

農業用機械、農業用施設（選果場、出荷場、機械倉庫等）等の農業集落における農業生産のための共有財産や集落共有林（入会地、入会林野）の維持・管理に関する事項をいう。

集落共用の生活関連施設の管理

農業集落における共用の生活関連施設の補修・清掃等の当該施設の維持・管理に関する事項をいう。

集落行事の計画・開催

運動会、各種イベント等の集落行事の計画・推進に関する事項をいう。

環境美化・自然環境の保全

農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいう。

農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

土地持ち非農家

農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯をいう。

非農家

農家及び土地持ち非農家以外の世帯をいう。

祭りの開催	古くから伝わる寺社や仏閣における祭り（祭礼、大祭、例祭等）の開催をいう。 なお、概ね戦前から伝承されているものを対象とする。
伝統文化・芸能の保存	古くから伝わる工芸、郷土芸能等の保存活動をいう。 なお、これらについては、概ね戦前から伝承されているものを対象とするが、戦後のものであっても特に保存活動を行っている場合は対象とする。
各種イベントの開催	定期的に行われている催し物の企画・開催をいう。 例えば、朝市、農業祭、運動会、盆踊り等が該当する。
高齢者等への福祉活動	高齢者等への福祉のための活動をいう。 例えば、介護活動、老人施設への慰問等が該当する。
景観保全・景観形成活動	自然の景観や集落、建築物等の人工的な景観等を含めた景観全体の保全等を目的とした活動をいう。 路側帯や公園等への草花の植栽、景観保全を目的とした清掃活動等についても対象とする。
自然動植物の保護	生息している動植物の増殖・育成、生息している自然環境の保全、生息保護のための森林や河川の整備、ナショナル・トラスト運動等の活動をいう。 *ナショナル・トラスト運動 自然環境と一体をなした一定の土地にこだわって、市民が募金などにより土地を買い取り、又は自治体に買い取りを求めて、あるいは、土地の所有者からの遺贈・寄贈を受ける契約を結ぶことにより、半永久的に責任を持って、その土地を保全、管理、再生、公開し、あるべき姿を後世に残そうとする運動をいう。また、所有や契約ができない場合であっても、河川、海岸、島、湿地などの特定の国公有地における自然保護活動もその範囲に含める。
青年層中心	活動へ参画している者のうち、概ね8割以上が40歳未満の者である場合をいう。 ただし、活動へ参画している者のうち、概ね8割以上が女性である場合は「女性中心」とする。
女性中心	活動へ参画している者のうち、概ね8割以上が女性である場合をいう。 なお、活動へ参画している者の年齢は問わない。
高齢者中心	活動へ参画している者のうち、概ね8割以上が65歳以上の者である場合をいう。 ただし、活動へ参画している者のうち、概ね8割以上が女性である場合は「女性中心」とする。
当該集落内のみ	活動へ参画している者が、当該農業集落内に居住する者のみの場合をいう。
当該集落外を含む	活動へ参画している者が、当該農業集落内に居住する者のみならず、当該

	農業集落外の者も含む場合をいう。
一か月に一回以上	当該活動が、概ね1か月に1回以上の頻度で行われている場合をいう。
一か月から半年に一回以上	当該活動が、概ね1か月から半年に1回以上の頻度で行われている場合をいう。
半年から一年に一回程度	当該活動が、概ね半年から1年に1回以上の頻度で行われている場合をいう。
実行組合	<p>農業生産活動における最も基礎的な農家集団である。</p> <p>具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれているが、その名称のいかんにかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいう。</p> <p>ただし、出荷組合、酪農組合、養蚕組合など農業の一部門だけを担当する団体は含めない。</p>
転作に係る連絡・調整	生産調整・転作に係る事項についての連絡・調整をいう。
農業共済に係る連絡・調整	農業共済加入の取り次ぎ等の農業共済に係る事項についての農業共済組合との連絡・調整をいう。
農協活動	農業生産資材の購入の取り次ぎ等の農業協同組合に係る活動をいう。
農業関連施設の管理	農業集落内の農業関連施設（農道、農業用排水路、ため池及び農業生産のための集落共有財産）の維持・管理をいう。
農作業の手伝い・労働力の調整	<p>農業集落における農作業の手伝いや労働力に係る調整をいう。</p> <p>*手伝い 金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働をいう。</p> <p>*労働力の調整 農家相互間で、等価交換を原則としているすべての労力交換（手間替え（手間がえし）やゆい（えい））をいう。</p>
農道	<p>農業集落内の農家等が営農活動の際に利用するほ場周辺の道路（農道）をいい、基幹的な道路として利用されているものは除く。ここでいう基幹的な道路とは、公的機関（都道府県、市区町村、土地改良区等）により所管されており、当該公的機関が主体となって管理している広域農道、農免農道等をいう。また、農道として造成された道路であっても、既に都道府県道、市町村道に認定されているものも除く。</p> <p>なお、農業集落内の農道は、一般的には実行組合が管理している場合が多い。</p> <p>*広域農道 広域営農団地農道整備事業（広域営農団地整備計画に基づき、営農団地内の基幹となる農道の新設又は改良を行う事業）により整備された農</p>

	<p>業用道路をいう。</p> <p>*農免農道</p> <p>農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（農林漁業用機械に消費される分の揮発油税に相当する額を財源として道路を整備することで、揮発油税の免除に代えている事業）により整備された農業用道路をいう。</p>
ため池	<p>かんがい用水をためておく人工又は天然の池をいい、本調査項目では受益面積が2ha以上のものを対象とする。</p> <p>ただし、①河川法（昭和39年法律第167号）上の河川管理施設、又は②①以外のもので公的機関（都道府県、市区町村、土地改良区等）により所管され、当該公的機関が主体となって管理されているものは除く。</p>
農業生産のための 集落共有財産	<p>農業集落内にある集落共有財産のうち農業生産に係るものをいい、具体的には、農業用機械、農業用施設（選果場、出荷場、機械倉庫等）等をいう。</p>
集落共有林	<p>一般に「ムラ」有林と呼ばれているものであり、実質的な使用収益が多かれ少なかれ、慣行として共同体的制約を受けると認められているものをいう。入会地、入会林野とも呼ばれている。</p> <p>なお、「財産区」などの名義形態は問わず、以下の3つの条件のうち1つでも該当する「慣行共有」と総称されるものをいう。</p> <p>① 山林からの収入や林産物を「ムラ」の費用や公共の事業に使うことがある。</p> <p>② その山林は、昔からのしきたりで持っている、又は利用している、あるいは利用させている。</p> <p>③ 山林の権利者になる資格に、特定の「ムラ」に住んでいるものに限るという制限がある。</p>
集落共用の生活関 連施設	<p>農業集落内にある生活用排水路（農業用排水路と兼用されているものは除く。）、生活排水処理施設、集会所、農道以外の生活道路（国道、都道府県道等の一般道路を除く。）、消防小屋、集落で管理している児童公園等の運動施設をいう。</p> <p>ただし、行政区が別である非農家だけの集団のみが利用・管理している施設は除く。</p>
当該農業集落	<p>当該農業集落が集落として管理している場合をいう。</p>
複数の農業集落	<p>当該農業集落を含む近隣の複数の農業集落による共同の場合をいう。</p>
水利組合	<p>農業に使う水に係る施設（ため池や水路など）をいつも良好な状態にしておくために組織された農家間の組合をいう。</p> <p>水利組合法（明治41年法律第50号。現在は廃止。）に基づき、かんがい・排水や土木に関する事業を行うために設立された公共組合であり、普通水利組合と水害予防組合とがあったが、昭和24年に普通水利組合は廃止され、土地改良区に改められた。</p>
土地改良区	<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、一定の地域について、15人</p>



以上の農業者（原則として使用収益者）により同法第2条第2項に定める土地改良事業を実施することを目的として設立される団体をいう。

規模は数haから数市町村にまたがるものまで多岐にわたり、かんがい排水事業やほ場整備事業等を実施するほか、これら事業により造成された土地改良施設や国、都道府県等が造成した土地改良施設の維持・管理等を行っている。

市区町村	地方自治法に基づく地方公共団体をいう。
個別	農業集落内の農家等による個別又は数戸による共同の場合をいい、農業集落全体としては何ら関知していない場合をいう。
舗装（農道）	路面がアスファルト、コンクリートにより舗装されているものをいう。 なお、砂利により舗装されているものは含まない。
未舗装（農道）	上記の舗装整備が行われていないものをいう。
コンクリート水路	路底や路側のコンクリート施工が行われているものをいう。
土水路	上記のコンクリート施工が行われていないものをいう。
共同作業の出役義務	農業集落又は水利組合が構成員である農家等に出役の義務を課して、共同で作業を行っている場合をいう。
人を雇って行う	農業集落又は水利組合が構成員である農家等に出役の義務を課さないで、人を雇って作業を行う場合をいう。
出不足金	共同作業へ不参加の場合に支払う負担金をいう。
助成	施設の維持・管理に係る費用又は資材の一部又は全部について、市区町村、土地改良区等が農業集落又は水利組合へ助成しているものをいう。
協定集落	中山間地域等直接支払制度における集落協定が締結されている範囲をいい、一団の農用地において協定参加者の合意の下に農業生産活動等を協力して行う集団をいう。
草刈り	農道や農業用排水路の路側、ため池ののり面などの草刈り作業をいう。
泥上げ	農道の側溝、農業用排水路の溝さらい、ため池の浚 <sup>しゅんせつ</sup> 濼作業などの泥上げ作業をいう。 * 浚濼作業 水深を深くするため、水底をさらって土砂などを取り除く作業をいう。
簡易な補修（敷砂利、目地補修等）	農道の道ぶしん、敷砂利作業や農道の側溝、農業用排水路、ため池の目地補修作業（目地部分に充填剤を詰める、目地部分の草抜き等）など簡易な補修作業をいう。

なお、①農道や林道の新設や延長工事の賦役、②橋梁の修理や石垣の積み直しのために大工や石工などの職人を使用するような大修繕は含めない。

\*道ぶしん

農業集落の農家等の構成員が農業集落の領域を持ち分として出役して定期的に行う道路の補修作業をいう。

共同作業のか所数	各施設ごとの過去1年間に維持・管理に係る共同作業が行われた「か所数」(ブロック数)をいう。
一か所当たりの作業回数	各施設ごとの過去1年間に行われた維持・管理に係る共同作業における1か所当たりの平均の作業回数をいう。
一回当たりの参加人数	各施設ごとの過去1年間に行われた維持・管理に係る共同作業における1回当たりの平均の参加人数をいう。
一回当たりの作業時間	各施設ごとの過去1年間に行われた維持・管理に係る共同作業における1回当たりの平均の実作業時間をいう。
[5年前との比較] 過去一年間の作業回数	作業の実施状況における「一か所当たりの作業回数」について、概ね5年前に行われていた共同作業の状況との比較をいう。
一回当たりの参加人数	「作業の実施状況」における「一回当たりの参加人数」について、概ね5年前に行われていた共同作業の状況との比較をいう。
混住化	農業集落において、農家と農家以外(土地持ち非農家及び非農家)とが混在している状況をいう。
農林業に従事している	主として自営又は雇われにより農業又は林業に従事し恒常的な収入を得ている者をいう。
市区町村役場	農業集落が所在する市区町村の市役所、区役所、町役場又は村役場をいう。 なお、支所及び地域センター等については、市役所本所等と同様の窓口業務(住民票の取扱い等)を行っている場合は含める。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織が該当する。
警察・交番	農業集落が所在する市区町村を管轄する警察署、交番又は駐在所をいう。 なお、交番については、非常勤の警察官のみの場合も含める。
病院・診療所	内科又は外科のある病院又は診療所をいう。 なお、授産所、接骨院は含めない。
小学校	農業集落内に居住している小学生の大半が通学している小学校をいう。

	<p>なお、この場合の所要時間については、児童が通学にかかる時間とする。</p>
中学校	<p>農業集落内に居住している中学生の大半が通学している中学校をいう。          なお、この場合の所要時間については、生徒が通学にかかる時間とする。</p>
公民館	<p>社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき設置された公民館をいう。          なお、分館については、常勤の職員がいる場合は含める。</p>
スーパー	<p>衣、食、住にわたる各種の商品を小売りする事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、セルフサービス方式により販売しているものをいう。          なお、第一種大規模小売店舗（店舗面積が3,000㎡以上）及び第二種大規模小売店舗（店舗面積が500㎡以上3,000㎡未満）を対象とし、飲食料品が販売されていない場合は含めない。          ＊セルフサービス方式          以下の3つの条件を兼ね備えているものをいう。          ① 商品が無包装のまま、あるいはプリパッケージ（消費単位に合わせてあらかじめ包装する）され、値段が付けられていること。          ② 買物かご、ショッピングカートなどが備え付けられており、客が自分で自由に商品を取り集めるような形式になっていること。          ③ 売場の出口などに設けられた勘定場（レジ、代金の精算場所）で、客が一括して代金を支払う形式となっていること。</p>
コンビニエンスストア	<p>主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売りする事業所で、店舗規模が小さく（概ね30㎡以上250㎡未満）、終日又は長時間営業（概ね1日で14時間以上）を行う事業所をいう。</p>

## IX 利用上の注意

- 1 本書の数値は確定値であり、これまでに農林水産省本省が公表した①2005年農林業センサス速報結果概要（暫定値）、②2005年農林業センサス農山村地域調査結果概要（概数値）、③2005年農林業センサス付帯調査農村集落調査結果概要（概数値）等の数値と異なる場合がある。
- 2 表中に使用した記号は次のとおりである。
  - 「0」・・・単位に満たないもの。（例：0.4ha→0ha）
  - 「－」・・・調査は行ったが事実のないもの。（ただし、第Ⅰ部及びⅡ部農山村地域調査においては、調査は行ったが事実のないもの、または単位に満たないもの。）
  - 「…」・・・事実不詳又は調査を欠くもの。
  - 「x」・・・個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの。
- 3 統計数値については、集計課程において四捨五入しているため、各数値の積み上げ値と合計あるいは合計の内訳の計が一致していないことがある。

4 本書の裏表紙には、付録として、本書に掲載した統計表のデータ並びに「第Ⅱ部農山村地域調査（農業集落用調査票関係）」の「D I Dまでの所要時間別」及び「第Ⅲ部農村集落調査」の「農業地域類型別」の都府県別のデータを収録したCD-ROMを添付している。

なお、CD-ROMを利用する際は、以下の内容に留意の上、利用されたい。

(1) 利用方法

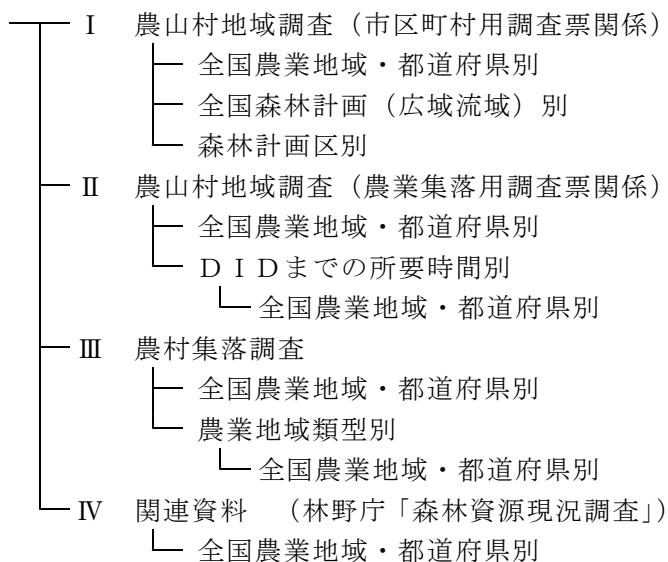
データファイルはMS-Excel2003で作成している。このため、当該ファイルはMs-Excel97以降のソフト仕様又はxlsフォーマット（ワークブック形式）が読めるアプリケーションソフトで利用する。

\* 上記に記載されている会社名、製品名は、各社の商標又は登録商標である。

(2) ディレクトリ構造及び収録ファイル名

[ディレクトリ構造]

農山村地域調査及び農村集落調査報告書



[収録ファイル名]

CD-ROMを参照。

(3) 取扱い上の注意

本CD-ROMの内容については、私的使用又は引用等著作権法（昭和45年法律第48号）で認められた行為を除き、当省に無断で複写、複製することを禁じる。

X 問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室農林業センサス統計班

電話：03-3502-8111 内線2785

直通：03-3591-4603